

第4号様式（第8条関係）

議 事 録

会議名	第3回寒川町地域自立支援協議会
開催日時	平成29年10月4日（金）13:00～15:00
開催場所	寒川町本庁舎2階 災害対策本部室
出席者名、欠席者名及び傍聴者数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委 員：内山副会長、大西委員、長谷川委員、山根委員、長田委員、小川原委員、牧野（賢）委員、牧野（祐）委員、山本委員、石川委員、中野委員、佐藤（美）委員 ・ オブザーバー：【湘南東部圏域ナビゲーションセンター】尾上、亀岡【生活相談室すまいる】安田【寒川町障がい相談支援事業所ゆいっと】佐藤（敏） ・ 事務局：【町】亀山福祉部長、内田課長、千野主査、執行、竹内、塩原【生活相談室すまいる】木下、湯田【寒川町障がい相談支援事業所ゆいっと】斉藤、田中 ・ 欠 席：森会長、鈴木委員、南委員 ・ 傍聴者： 無 ・ 議事録証人委員：佐藤（美）委員、長谷川委員
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. あいさつ 3. 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 議事録承認委員について【次第裏面】 (2) 寒川町障がい者福祉計画について【資料1】 (3) 平成29年度第1回ワーキンググループの経過報告について (4) その他 4. 閉会
決定事項	全案件について継続協議とした。
議 事	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. あいさつ 3. 議題 事務局：会議資料の確認 <ol style="list-style-type: none"> (1) 議事録承認委員について【次第裏面】

(2) 寒川町障がい者福祉計画について【資料1】

事務局：資料1により説明。各章ごとに区切りご意見をいただく。

第1章 総論

P1- 1. 計画策定の趣旨

基本的な部分は大きく変わっていない。

寒川町では、「障がい者やさしさプラン（第3次寒川町障がい者計画）」と「第4期寒川町障がい福祉計画」の2つを併せ、「寒川町障がい者福祉計画」（計画期間：いずれも平成27年度～29年度）というひとつの計画にまとめていた。

障害者差別解消法が平成28年4月に施行し、また、障害者総合支援法の改正が同年6月に改正、今後はそれらが相まったものにしていかなければならないことと、平成30年度以降は児童福祉法において、障がい児に対する支援といったものを、計画に位置づけていかなければならないとされている。

つまり、今までは2つの計画を1つにまとめていたが、今回は「第1期障がい児福祉計画」も含めた3つの計画をひとつの「寒川町障がい者福祉計画」として策定していく流れとなる。

P2- 2. 計画の目的

児童福祉法に位置づけられていたものを盛り込んだ計画となっている。

3. 障がい者計画と障がい福祉計画について

項目タイトルに「障がい児福祉計画」の記載漏れあり、追加する。

P3- 4. 計画の位置づけ

他の計画や法律の関係については変更点が無いので前回の計画をそのまま踏襲する。

P4- 5. 計画の期間

現在の計画がH27年～29年の3年間。

障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の調和を考慮して一体的に策定することが望ましいため、計画期間は平成30年度から32年度までの3ヵ年計画とする。

P5～6- 6. 計画の対象者

寒川町の障がい福祉計画は、障害者総合支援法第4条第1項及び第2項で定められているところの障がい者及び難病の方が対象となっている。

特段変更は無く、前回は踏襲している。

P7～P11

各福祉サービスの対象者、内容の説明。

H29年度までに実施している福祉サービスのみを掲載している。

30年以降追加されるサービスについては、詳しい内容が国から示されていないので掲載していない。今後、追加事項が出てくる可能性がある。

P12- 7. 計画の推進体制

基本的に、計画自体を進める体制は変わっていないので、関係する機関に変更はない。

(2) 計画の推進体制…④関係機関との推進

今まで推進する人の中にボランティアを入れていたが、ボランティアの方は地域社会を構成する住民に含まれるため、ボランティアという表現を除いている。

現在の寒川町障がい者福祉計画では、P14-④関係機関との連携の項目は【・各施策を展開していくためには、地域社会を構成する町民、サービスの提供事業者、企業、ボランティア等などが協働の視点に立って、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を図りながら、本計画に位置づけられた各施設の実行に向けて取り組んでいきます。】となっている。この件についてご意見いただきたい。

委員：P1外段「第4期寒川町障がい福祉計画」→「第5期障がい福祉計画」の誤り。

P5「※自閉症スペクトラム症」の正式名称が違うのでは？

事務局：正式名称に修正する。

※印は、今後資料編のところで用語集をつける予定の箇所。

委員：障害者基本法の中だと、身体、知的、精神（発達障害含む）と書いてあるが、発達障がいの表記がないのはなぜか。

事務局：前回から訂正を入れていない箇所のため、発達障害等の表記について、全体を確認して表現を統一し、修正を加える。

委員：当時、発達障害が自立支援法に入っていなかった可能性がある。

精神障害の中に含まれていたものが、発達障害と位置づけられたのが、ここ数年。確認をしていただきたい。

P12、ボランティアを抜くかどうかと言うところで、寒川町を一つのコミュニティーとして考えた時に、あえてボランティアと記載する必要は無いと考える。しかし、地域住民でない人たちが寒川町に貢献しようとするときに、「…企業等」でまとめてよいのか、それとも何らかの表記をしたほうが良いのか迷った。

委員：町民以外の方で、障害のある方を支えてくれる人を明記したほうが良いと思う。

委員：今までの表記だと、「ボランティアの人がやればいい」という意識を持ちかねないので、その表現を除いた意図は分かる。しかし、寒川町以外の2市1町だとか広域の中での取り組みなどを考えていくと、何かしら表現を加えた方がよいのではないか。

事務局：広く協力が得られるよう、表現については次回までに事務局で検討し、仕上げていく。

事務局：第2章 障がい者の等の現状

P13- 1. 寒川町の現状について説明する。

4月1日現在人口48,141人、ここ数年少しずつ人口が増加傾向にある。

(2) 障がい者数の推移は、人口増に伴い障害のある方も増えてきている。平成29年4月1日現在、全ての障がい者数は2,199名、全体の4.57であり、知的障がい者、精神障がい者数が伸びてきている。

P14～15 平成29年4月1日現在の各手帳の等級別人数の記載である。自立支援医療の手帳は687名に交付している。

P16 (3) 障がい者数の将来推計では、人口の増加に伴い微増が続くのではないかという見込み。

P17 (4) 障がい福祉サービス別支給決定の状況は。福祉サービスの支給決定がどのくらいされているのかをまとめている。

P18～P31 平成27年～29年度の第3次障がい福祉計画の検証実施した結果を記載している。また、質問事項については、【資料2】で補足説明している。

ご意見を頂きたい部分は、「実施している○」「実施途中や休止等△」「実施していない×」の評価方法について。○×△だけでは、評価したと言いきれないのではないかと考えている。

委員：誰が評価したのか？

事務局：町の各担当課がそれぞれ自己評価している。

例えば、P18「町民の方から応じ、障がいをテーマとした手前講座を実施します」については、要請が無かったので△とした。

事務局：補足です。P31「検証結果」について、現状は未来形の表現になってしまっている。検証結果であれば、本来は過去形でふりかえり、分析したコメントを記載するべきか、事務局内でも意見が分かれ

ている。考え方についてご意見いただきたい。

委員：評価に関して、○△×は無くてもよいのではないか。

それよりも、事業の担当課がどこか明記し、主に担当している課が分かるようにしてもらえるとよい。

事務局：各主管課を分かるように明記する。

委員：評価というよりは、「実施状況の報告」でよいのではないか。障がい者福祉計画を受けての経過報告であれば、「実施しているなら○、止まっているのであれば△、実施できていなければ×」で記載することもできる。○△×を記載するかもどちらでも良い。

委員：障がい者数の推移について、65歳以上の身体障がい者が毎年増えている。生まれつきの身体障がい者と中途障がいでは状況が違う。線引きするものではないと思うが、ひとまとめにしてしまうと細かい数字が分からない。

事務局：身体障害者手帳取得者は、H28年2,127人、H29年2,199人で72名増。高齢期になってから手帳取得する方が8、9割いる状況であった。これらの状況について、注釈をにより補足説明していきたい。

委員：H26～27年について、精神障がい者が減っているのはなぜか？

検証結果については一般の町民の方も見るので、○△×のある分かりやすい方がよいのではないか。町の課題になっている部分の評価が○になっている箇所もあるので、整合性をとるため工夫が必要ではないか。

事務局：H26年～27年でこれだけ人数が減っているのには、原因があると思われる。資料が手元に無いため、次回報告する。

評価の表記について、課題が残っているのに○はおかしい。表記の仕方については次回までに検討させていただく。

委員：65歳以上の手帳取得状況は気になる。認知症でも精神保健福祉手帳の取得となる現状がある。加齢に伴う障がいも想定した視点が必要。

また、障がいのある方への対応に加え、子どもの2次障がい、3次障がいにならないための施策がうすい。これからの福祉は医療や子育て分野などとも協力し、いかに予防的観点を持てるかがテーマになるかもしれない。

委員：現行の寒川町障がい者福祉計画と、今回のH29年度までの人口の推移の数字が若干違うのはなぜか？

事務局：人口の捉え方が変わってきている。以前は、外国の方を外国人登録

者として人口に含んでいなかった。現在の住民基本台帳上では外国の方も含む、これにより人口の相違が出ている。

委員：P30⑥職場体験事業の充実について。

重要な部分にも関わらず、評価が悪い。こういう部分こそ、具体的に対策を立てるべきではないか。

事務局：町の施策としても就労は薄くなっており、担当課しても課題だと思っている。職場体験事業の充実については、寒川町の職場体験として、図書館に養護学校の方々に来ていただいて色々な体験を想定していた。

平成26年は実施したが、平成27年は応募がなく、平成28年度は実施できなかった。平成29年度については、図書館と調整中するところであり、できる限り実施をしていきたい。

法定雇用率については達成できていない。退職もあり、減ってきている。募集はかけているが、採用には至っていない現状。今後の課題と考えている。

副会長：障害者雇用については、引き続き考えてく。

事務局：第3章 基本理念

P33- 1. 基本理念は「障害のある人もない人も、地域の中で安心して暮らせる社会を目指して」について説明する。

2. 基本方針・目標では、「人生の様々な場面で適切な支援を受けながら」を修正した。共生社会、意思決定、障がい児の一貫した支援、家族への支援を盛り込むよう国から示されている。

基本目標1は、「どこで誰と暮らすかなど自ら選ぶ機会が確保され、」を追加し、基本目標2は「入所等から地域生活への移行や」を追加。

P34- 基本目標4「相談支援機関を活用して町民・団体・関係機関等との連携や協働してさまざまな支援を一体化にして行うこと」を追加。

基本目標5「子どもから大人までの一貫した支援として、障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援やその家庭への支援を一体化に行うとともに、」を追加。障がい児への支援の一環として記載し、町としての方向性をお示した。

委員：基本目標1に加えて、「どのように暮らすのか？」が一番大切ではないかと考える。個別性とか、「その人がその人らしく生きるためにはどんな暮らしをするのか。どこで誰とどのように暮らすのか？」等

の文章が入ると良い。

事務局：追加します。

委員：家族への支援が大切と感じていた。基本目標5に障がい者の方はもちろん、家族への支援についても記載されているのは良かった。

委員：相談支援をしていると、福祉サービスを活用したとしても、家族が日々の介護負担を担っていただく割合が高い。しかし、この表記では児童期に寄っている印象を受ける。

基本目標4の部分で、成人期の家族への支援も盛り込むような表現に修正かけていただきたい。

基本目標2の「入所等から地域生活への移行や」と「地域での生活が継続」とでは、意味合いが伝わりにくい。

事務局：基本目標4・5について、文章の繋がりからすると、成人期に向いていないので表記の仕方を検討する。

基本目標2についても、分かりやすい文章に修正する。

委員：基本目標5の「障がいの関係機関と連携して」の就労や雇用に関する部分は、もう少し力を入れたほうが良い。雇用や就労になると地域企業の協力も不可欠なので、企業の協力を得られるような記載を加えたほうが良い。

事務局：基本目標5の全体の書き方を考えていきたい。

障がい児の育ちに関する支援と、就労関係の支援のところが繋がってしまっており、今のままでは企業に関する文章を入れることが難しいため、文章を組み替えしてうまく表現したい。

委員：基本目標2の「入所等から地域生活への移行や」について。児童から成人になり、高齢の親と成人した障がい者が同居している場合が多い。入所等からの地域生活だけではなく、家族との暮らしから自立した地域生活へ移行できるような支援を入れて欲しい。

事務局：寒川町でも加齢期になる方、児童から成人になる方に生活のしづらさが出てきている。基本目標2の文章全体を組み替える必要がある。次回までに整理する。

委員：第4章と絡むが、施策の体系は基本目標にそって、それぞれの施策分野から小項目に分かれる。基本目標5の部分に児童期のことが書かれているが、施策の体系から見ると基本目標4に表記するほうが良いのではないか。

事務局：基本目標の2. 4. 5の文章を再検討して次回提示する。その際にご意見をいただきたい。

事務局：第4章 第4次障がい者計画について説明。

具体的な施策を組み換えした部分がある。

P37- 「情報・コミュニケーション」における「意思決定支援」は、権利擁護で検討していく部分とし、P36- 「④権利擁護体勢の周知」を「④権利擁護体制の推進」と変更し「意思決定支援」を盛り込んでいく。

P38- （1）啓発・相互理解の促進については、「障がいのある人が、個人と尊重され、必要な支援を受けながら、自分のことを自分で決めることができる環境づくりに努めていく必要があります。」という部分と、「しかし、アンケートや寒川町地域自立支援協議会などからは、障がい者に対する理解の促進と啓発により一層進めるよう意見が出されています。」という表現を追加している。そのほか、主な変更した事項は、

- ・障がい者差別解消法の推進について
- ・中段- 施策の方向に「虐待防止について」
- ・意思決定支援について
- ・相談支援の充実について などである。

P39- 具体的な施策については、②障がい特性及び障がいのある人に対する理解の促進にて、広報の仕方について検討していく。

③地域共生社会の現実に向けた取り組みについては新規項目として記載し、④権利擁護体勢の周知を追加。

P40- 差別解消の推進に関する職員対応要領について新たに記載。

P41- （2）生活支援は、現状と課題に「アンケート調査では、将来の暮らしについて自宅で家族と暮らしたい、または、一人で自立して暮らしたいという人が67.5%と大きく占めています。」を加筆。

施策の方向では、障がい者の生活を地域全体で支える仕組み作りに努めていくことを追加。

P43- 相談支援体制について、ワーキンググループで取り組んでいる内容も含めて新たに追加。町としてどのように取り組んでいくかを記載した。

P44- 障がい福祉サービスの充実について、細かいサービス内容は省いている。

P46- （3）生活環境では、P47の①多様な住まいの確保②移動・公共交通機関等のバリアフリー化の推進等は大きく変更していない。

P48- ④緊急時・災害時の情報提供の充実については、寒川町と茅ヶ崎市で共同整備し、「ネット119」がすでに始まっている。次回

お知らせする。

P49- (4) 教育・育成の現状と課題では、放課後デイサービスが増えてきているので追加している。

「共働き家庭の増加」「保育園や放課後児童クラブ等を利用する子どもが増加している中で、障がいのある子ども（気になる段階を含む）の利用も考えています。」等を加筆修正。

施策の方向では、「障がいのある子どもの専門的支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から教育、保育等の関連機関とも連携を図ったうえで、障がいのある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体勢の構築を図ります。」を追加。

P49～50- 具体的な施策では、①障がいのある児童の保育・療育・教育体制の充実の「気になる段階の子どもや保護者を具体的な支援につなげるため、保育、母子保健、療育関連等と連携した相談支援の体制づくりにより」を追加。

「新保育園等の一般的な子育て支援施設において障害児の受入れを進めるために、障害児支援施設や事業所等が持っている専門的な知識・経験を提供できる体勢づくりを行うとともに、子どもの「育ち」や「暮らし」を安定させるための家族支援を行います。」を追加。

P51～52- (5) 保健・医療の現状と課題では、「障がいの早期発見と早期対応、日常の健康管理、また精神障害等や家族への支援なども含め、障がいのある人に関わる健康管理を推進していくために、医療分野と保健分野の両面からきめ細やかな対応が重要です。」を追加。また、具体的な施策は、①「㊦発達の遅れや障がいの恐れがある子どもに対し、適切な療育相談を行うことができるよう、医療やそのほかの関係機関との連携を強化し、相談・指導の充実に努めます。」を追加。

P52- ②健康作りの充実で、予防や健康管理について記載。

④精神保健福祉施策の推進に「㊦精神障害者が退院後も必要な医療を中断することなく、地域で安全安心な暮らしができるようにするための支援体制の充実に努めます。」を加筆修正。

P53- (6) 雇用・就労では、「また、職場での障害についての配慮や理解の不足により、就労の継続ができないケースも生じており、雇用すべき側への支援体制が必要となっています。」を加筆修正。雇用する側を含め支援体制を整備していく。

P54- 「④福祉的就労の充実と、就労定着に向けた支援の実施」「㊦

一般就労に移行した障がいのある人に対し、就労の定着に向けた支援を行います。」を加筆修正。

P55-（7）情報コミュニケーションの現状と課題では、国の施策でも情報コミュニケーションの発信の仕方を見直すよう指針がでている。寒川町でも情報発信の拡充を考えていく。

「すでに発信している情報の内容や提供方法を整理したうえで、情報発信の拡充を図るなどの多様な情報提供の推進が必要となっています。」を加筆修正。

施策の方向性では、「意識疎通に配慮するとともに、地域で暮らす一人ひとりの障害のある人が、自分らしく生活ができる支援体制の構築を図ります。」を加筆修正した。

委員：P39「障がい特性及び障害のある人に対し関心と理解を深めるため」とあるが、関心を持ってもらう感覚に違和感がある。「理解を深めてもらうため」だけでよい。

事務局：削除します。

委員：P54- ⑥職場体験事業の充実について

「養護学校に通っている生徒に対し、卒業後の就業実習の場を提供するため、寒川総合図書館での実習を引き続き、実施していきます。」とあるが、図書館一箇所のみという表記では難があるのではないか。一般企業では、ある程度利益を求められるところなので、なかなか実習があっても雇用に繋がらないと思う。しかし、公共機関の場合においては、図書館のみならず、役場の受付等幅広く実施を図っていくのがよいのではないか。

事務局：寒川町内で、どういったことができるか掘り下げが十分にできていない。図書館は続けるにしても、その他実施可能なものを検討しながら広げていくことが必要。加筆修正をさせていただく。

委員：養護学校の実習を続けつつ、中途障がいの方にも枠を広げる等、職場体験できる環境や場所、対象者、時間について充実できるように図っていく計画になると良い。

事務局：そのようなケースが増えてきていることは実感している。

町内企業に対する訪問をを産業振興課が実施しており、障害者雇用や差別解消法などのリーフレットをその時に配布してもらっている。今後、福祉課としても同行し、町内企業の周知を広げていくことが大切だと感じている。

委員：（7）情報・コミュニケーションについて

視覚障害、聴覚障害の方に限定されている。発達障害、精神障害、

知的障害、身体障害者の麻痺のある方がうまく言葉が伝えられないなど、各障害、各状態にあわせて理解を図って欲しい。

事務局：視覚障害、聴覚視覚に関わらず、さまざまな障がいに対してのニーズが出てきている。町としても少しずつ始めているところだが、明記していきたい。

委員：P43 - 障がい者計画で「地域支援拠点事業」があっさりとして短く、簡単に書かれている。「検討します。」ではなく「行うことになっている。」等、もう少し具体的に、前向きな表現でお願いしたい。

事務局：表記の工夫をしていく。

事務局：第5章 第5期障がい福祉計画について説明。

目標を設定するにあたり、平成29年9月の実績が出るのが10月下旬にならないと町で把握できない。現状H28年度までの数字で載せている。

P57- 施設入所を地域移行に関する目標値では、施設入所されている方が、H28年度末で44名、H29年度46名であるが、次回、内容が変更になる見込みである。

目標の立て方としては、H25年の数字とH28年度をあわせパーセンテージを出している。第5期計画においては、4人の方の地域移行を見込んでいる。

P58- 入院中の精神障がい者の地域への移行に関する目標設定では、精神障害者の長期入院を解消していくことが目標であるが、寒川町は権限が無く、人数の把握は県で示された数字を基に目標を立てることとなる。

P62- 以降については、次回までに明記する。

委員：第4章でも記載されているが、拠点整備事業についてはH32年までの間にひとつの施策を打たなければならないという義務が課せられている。どういうものが必要なのか、協議会の中で検討しながら実施に向けて進めて頂きたい。

P60～61- 福祉施設から一般就労への移行に関する目標設定で、一般就労H28年度～H32年どのように移行させていくのか。

事務局：H28年度が8人で、H32年度の目標人数は1.5倍とされている。

就労移行の利用者数はH28年度10名、H32年度の目標設定は2割増とされているが、寒川町では近年の利用状況を考えたら12名を超えるため、国の指針に基づいて数字を設定している。

委員：地域生活支援拠点等の整備については、保健福祉圏域が重点におか

れている気がする。

藤沢市、茅ヶ崎、寒川町で保健福祉圏域だが、藤沢市、茅ヶ崎と寒川町とでは、環境、問題点が色々違うと思うので寒川町独自の地域生活支援事業をお願いし、計画にも明記して欲しい。

事務局：町としてどう進めていくのか。文章の組み方で見方、感じ方などで変わってくる。検討し、修正します。

委員：実施しますと前向きをお願いします。

事務局：はっきりと「こういうものを作る」というものが寒川町として出来ていない。国からも3年をメドに何かしら形のあるものを作るよう示されているので、形が見えるようなものを作らなければならないと考えているが、具体が決まっていないため、はっきりした表記は難しい部分がある。文章の表現は事務局でも検討させていただく。

事務局：今回議論できなかった部分については、「寒川町障がい者福祉計画（案）に関するご意見について」にご記入いただき、返信用封筒で10月13日までに福祉課に提出してください。

（3）平成29年度第1回ワーキンググループの経過報告について

委員：9月に今年度第1回目を開催。

アンケートについては、結果を書面にて早急にお返しした方がよい。また、相談を受けている人との“つながり作り”をすることが大切で、集計結果と課題を明確に伝えられるよう、説明が作れるとよいという議論があった。

今年度の課題と取り組みについては、自治会、民生委員の人の認知度が高いのが寒川町の特徴として挙げられるため、寒川町の地域性を活かしつつ、相談を受けている人の生の声を聞き、デスカッションの機会を作り、継続していくことが重要ではないか。

また、発達に関して保育園や学校の先生が学べる場の提供があったらよい。

今後については、アンケート結果は年末までに報告。次回11月10日の自立支援協議会で提案し、会長名で御礼をする。

自治会や民生委員などの会合に参加してアンケート結果について報告し、意見交換が可能か打診していく。

委員：寒川町自治会長連絡協議会に出向いて頂き、直接説明してもらえると良い。次回ワーキンググループへも参加したいと思う。

委員：次回11月1日（水）11時～ 寒川町役場 電算会議室

	<p>(4) その他</p> <p>副会長：「ライト・イット・アップ・ブルー」については、事前に意見用紙を各団体へ配布・集約し、次回以降じっくり取り組んでいく。</p> <p>健康スポーツ課 スポーツイベント「2017さむかわスポーツデー」を10月7日、8日、9日に開催。誰でも参加することができる。</p> <p>事務局：次回、自立支援協議会日程 11/10（金）13時～15時 本庁舎 2F 災害対策本部室</p>		
公開又は非公開の別	公開	非公開の場合その理由（一部非公開の場合を含む）	
議事の経過	<ul style="list-style-type: none"> ・寒川町障がい者福祉計画（案）を提示し、計画の詳細について協議した。今後、協議内容に基づき、次回協議会において修正案を提示する。 ・ワーキンググループの活動報告を行った。 		
会議資料	<p>資料1：寒川町障がい福祉計画（案）（当日配布）</p> <p>資料2：第3次障がい者福祉計画の実施状況に関する質問事項について（当日配布）</p> <p>資料3：平成29年度 第1回 相談支援体制に係るワーキンググループ活動報告</p> <p>前回資料：寒川町地域自立支援協議会障がい理解・啓発活動「寒川駅北口公園ライトアップ」企画書（案）</p> <p>前回資料：寒川町障がい者福祉計画</p>		
議事録承認委員及び議事録確定年月日	<p>佐藤美智代委員 長谷川尚子委員 （平成29年11月30日確定）</p>		